6　法第十八条第一項の規定による労働者派遣事業に関する次の表の上欄に掲げる労働者派遣法施行規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条の二第二項第一号ト	に関する資産の内容及びその	を行う事業所に係る
第八条第二項	前項の労働者派遣事業変更届出書	厚生労働省関係地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則第三条第三項の職業安定局長の定める様式による届出書
第八条第三項	第一項の労働者派遣事業変更届出書又は労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書	厚生労働省関係地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則第三条第三項の職業安定局長の定める様式による届出書
	（事業所の廃止に係る変更の届出にあつては、当該廃止した事業所に係る許可証）を添付しなければならない	を添付しなければならない

（権限の委任）

第四条　法第二十条の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、管轄都道府県労働局長に委任する。

一　法第十八条第一項に規定する厚生労働大臣の権限

二　読替え後の労働者派遣法第五条第二項並びに法第十八条第二項において適用する労働者派遣法第十一条第一項、第十三条第一項及び第二十三条第一項に規定する厚生労働大臣の権限

附　則

この省令は、法の施行の日（令和二年六月四日）から施行する。

○経済産業省令第四十四号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）及び関係法令の規定に基づき、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月三十日

経済産業大臣　梶山　弘志

広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令等の一部を改正する省令

（広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第一条　広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成二十七年経済産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（収入支出等の報告） **第十一条**　推進機関は、事業年度の各四半期ごとに、収入及び支出については合計残高試算表により、第七条の規定により負担した債務については事項ごとに金額を明らかにした報告書により、当該四半期経過後一月以内に経済産業大臣に報告しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内にこれらの文書により報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告をしなければならない。	（収入支出等の報告） **第十一条**　推進機関は、事業年度の各四半期ごとに、収入及び支出については合計残高試算表により、第七条の規定により負担した債務については事項ごとに金額を明らかにした報告書により、当該四半期経過後一月以内に経済産業大臣に報告しなければならない。

（みなしガス小売事業者部門別収支計算規則の一部改正）

第二条　みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成二十九年経済産業省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書等の提出等） **第四条**　旧一般ガスみなしガス小売事業者は、毎事業年度経過後四月以内に旧法第二十六条の二第二項の規定による提出を行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に同項の規定による提出を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に提出を行わなければならない。 2　［略］ **第五条・第六条**　［略］ （旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書の提出） **第七条**　前条の旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、供給地点群ごとに様式第三を、毎事業年度経過後四月以内にその供給地点群を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に同様式を提出することが困難であるときは、当該経済産業局長が当該事由を勘案して定める期間内に提出しなければならない。	（旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書等の提出等） **第四条**　旧一般ガスみなしガス小売事業者は、毎事業年度経過後四月以内に旧法第二十六条の二第二項の規定による提出を行わなければならない。 2　［略］ **第五条・第六条**　［略］ （旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書の提出） **第七条**　前条の旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、供給地点群ごとに様式第三を、毎事業年度経過後四月以内にその供給地点群を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。